

別 記（中山間地域の取り扱い）

- 1 補助率欄に記載の中山間地域とは、以下いずれかに該当する地域及び区域をいう。（付表1）
 - （1）特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき、特定農山村地域として公示された地域（付表1及び2）
 - （2）山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき、振興山村として指定された区域（付表1及び3）
 - （3）離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき、離島振興対策実施地域として指定された地域（付表1）
 - （4）過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項の規定に基づき、過疎地域として公示された市町村の区域（付表1）
 - （5）その他知事が必要と認める地域
- 2 その他知事が必要と認める地域
1の（1）から（4）に該当しない地域及び区域であって、「中山間地域等直接支払制度」に基づく協定集落を主な受益とする地域
- 3 受益地が中山間地域と一般地域に跨っている場合の取り扱い
中山間地域の受益地は、原則として中山間地域内に設定することとする。ただし、広範囲な受益をもつ機械・施設等の導入や地域条件、営農条件により受益地が両地区に跨って設定される場合については、受益の過半を占める地域の補助率を適用する（農林水産部所管事業における中山間地域区分の「その他知事が必要と認める地域」の取り扱いについて（通知）農業第628号 平成14年3月8日）。
- 4 受益地が「中山間地域等直接支払制度」に基づく集落協定締結地区と不締結地区に跨った場合の取り扱い
機械・施設等の受益地のうち協定集落内農地の占める割合が過半を占める場合には中山間地域とみなし、中山間地域補助率を適用する（農林水産部所管事業における中山間地域区分の「その他知事が必要と認める地域」の取り扱いについて（通知）農業第628号 平成14年3月8日）。

付表 1 (地域振興関係法等に基づく地域指定の状況)

振興局	市 町 村		区 分						
			特定農山村地域 (付表 2 参照)		振興山村区域 (付表 3 参照)		離 島 地 域	過疎地域	
	旧市町村	全 部	一 部	全 部	一 部	全 部		一 部	
村 上	村 上 市	村 上 市		○		△		◎	
		荒 川 町							
		神 林 村							
		朝 日 村		○		△			
		山 北 町		○		△			
	関 川 村	◎			◎			◎	
粟島浦村	◎					◎	◎		
新 発 田	新発田市	新発田市		△					
		豊 浦 町							
		加治川村						○	
		紫雲寺町							
	阿賀野市	安 田 町							
		京ヶ瀬村							
		水 原 町							
		笹 神 村						○	
	胎内市	中 条 町							
		黒 川 村		○		○		○	
聖籠町									
新 潟	新 潟 市	新 潟 市							
		新 津 市							
		白 根 市							
		豊 栄 市							
		小須戸町							
		横 越 町							
		亀 田 町							
		岩 室 村		△					
		西 川 町							
		味 方 村							
		潟 東 村							
		月 潟 村							
		中之口村							
		巻 町		△		△			
	五 泉 市	五 泉 市		△					
		村 松 町		△		△		○	
	阿 賀 町	津 川 町	◎			△		◎	
		鹿 瀬 町				△			
		上 川 村				△			
		三 川 村				○			

振興局	市 町 村		区 分						
			特定農山村地域		振興山村区域		離島地域	過疎地域	
	旧市町村	全 部	一 部	全 部	一 部	全 部		一 部	
三 条	三 条 市	三 条 市							
		下 田 村		○		△			○
		栄 町							
	加 茂 市			△		△		◎	
	燕 市	燕 市							
		分 水 町							
		吉 田 町							
田 上 町									
弥 彦 村									
長 岡	長 岡 市	長 岡 市		△					
		中 之 島 町							
		越 路 町							
		三 島 町		△					
		山 古 志 村		○					○
		小 国 町		○					○
		与 板 町							
		和 島 村		△					○
		栃 尾 市		○					○
		寺 泊 町							○
		川 口 町		○		△			○
	見 附 市			△					
	出 雲 崎 町			△				◎	
	小 千 谷 市			◎					
魚 沼	魚 沼 市	堀之内町							
		小 出 町							
		湯之谷村		○		○		◎	
		広 神 村		○		△			
		守 門 村		○		○			
		入 広 瀬 村		○		○			
南 魚 沼	南 魚 沼 市	六 日 町							
		大 和 町		△		△			
		塩 沢 町		△		△			
	湯 沢 町			◎		△			
十 日 町	十 日 町 市	十 日 町 市		○					
		川 西 町		△					
		中 里 村		○		△		◎	
		松 代 町		○					
		松 之 山 町		○					
	津 南 町			△				◎	
柏 崎	柏 崎 市	柏 崎 市		○		△			
		高 柳 町		○					
		西 山 町		△					
	刈 羽 村								

振興局	市町村	区 分							
		特定農山村地域		振興山村区域		離島地域	過疎地域		
		全 部	一 部	全 部	一 部		全 部	一 部	
上越	上越市	旧市町村							
		上越市		△					
		柿崎町		△					○
		大潟町							
		安塚町		○					○
		浦川原村							○
		大島村		○					○
		牧村		○					○
		頸城村							
		吉川町		△					○
		中郷村		△					○
		板倉町							○
		清里村		○					○
		三和村							○
	名立町		○		△			○	
妙高市	新井市		△		△		◎		
	妙高高原町		○		△				
	妙高村		△						
糸魚川	糸魚川市	糸魚川市				△			
		能生町	◎			△		◎	
		青海町				△			
佐渡	佐渡市	両津市		○					
		相川町		○					
		佐和田町		○					
		金井町							
		新穂村					◎	◎	
		畑野町		○					
		真野町							
		小木町							
		羽茂町		△					
		赤泊村		○					
県 計		24		17		2	19		
		6	18	1	16	2	12	7	

注1) 特定農山村地域：「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」に基づく特定農山村地域

振興山村区域：「山村振興法」に基づく振興山村

離島地域：「離島振興法」に基づく離島振興対策実施地域

過疎地域：「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づく過疎地域

注2) ◎…市町村の全地域が指定されている地域

○…合併前の市町村の全地域が指定されている地域

△…一部地域が指定されている地域

注3) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法附則第5条における特別市町村については令和8年度末、特別特定市町村については令和9年度末までに間、経過措置として本事業における「中山間地域」とみなす。

付表 2 (特定農山村地域一覽)

市町村名	対象区域の範囲	市町村名	対象区域の範囲
村上市	旧村上市・朝日村・山北町の全域	魚沼市	旧湯之谷村・広神村・守門村・入広瀬村の全域
関川村	全域	南魚沼市	旧大和町の一部(東村)、旧塩沢町の一部(上田村)
粟島浦村	全域		
新発田市	旧新発田市の一部(米倉村、赤谷村、中浦村)	湯沢町	全域
		十日町市	旧十日町市・中里村・松代町・松之山町の全域、旧川西町の一部(仙田村)
胎内市	旧黒川村の全域	津南町	一部(外丸村、上郷村、秋成村)
新潟市	旧岩室村の一部(間瀬村)、旧巻町の一部(浦浜村)	上越市	旧安塚町・大島村・牧村・清里村・名立町の全域、旧柿崎町の一部(米山村)、旧吉川町の一部(源村)、旧中郷村の一部(矢代村)、旧上越市の一部(金谷村、桑取村)
五泉市	旧五泉市の一部(下条村)、旧村松町の一部(十全村)		
阿賀町	旧津川町・鹿瀬町・上川村・三川村の全域		
三条市	旧下田村の全域		
加茂市	一部(七谷村)		
長岡市	旧川口町・栃尾市・小国町・山古志村の全域、旧長岡市の一部(太田村、大積村)、旧三島町の一部(大津村)、旧和島村の一部(西越村)	妙高市	旧妙高高原町の全域、旧新井市の一部(平丸村、矢代村)、旧妙高村の一部(関山村、大鹿村、豊葦村)
		糸魚川市	旧糸魚川市・能生町・青海町の全域
見附市	一部(見附町、上北谷村)	佐渡市	旧両津市・相川町・佐和田町・畑野町・赤泊村の全域、旧羽茂町の一部(羽茂村)
出雲崎町	一部(出雲崎町)		
小千谷市	全域		
柏崎市	旧柏崎市・高柳町の全域、旧西山町の一部(内郷村、石地町)	※ 令和2年4月1日現在 全域指定 6市町村 一部指定 18市町村 ※ 旧市町村は平成15年4月1日現在の市町村名 ()内は昭和25年2月1日現在の町村名	

付表3 (振興山村区域一覽)

指定番号	指定年月日	区 域	
		市町村名 ※ H23. 4. 1 現在	旧 町 村 名
27	昭 41. 3. 31	魚沼市(守門村)	須原村、上条村
28	〃	阿賀町(三川村)	三川村、下条村、揚川村
107	昭 41. 12. 20	胎内市(黒川村)	黒川村
108	〃	魚沼市(湯之谷村)	湯之谷村
109	〃	村上市 (朝日村)	舘腰村、三面村、高根村、塩野町村
217	昭 42. 12. 15	三条市(下田村)	森町村、鹿峠村
218	〃	長岡市 (川口町)	田麦山村
219	〃	魚沼市(入広瀬村)	入広瀬村
220	〃	上越市(名立町)	名立村
362	昭 43. 12. 28	加茂市	七谷村
363	〃	魚沼市(広神村)	藪神村
364	〃	糸魚川市(能生町)	能生谷村、木浦村
365	〃	村上市 (山北町)	中俣村、黒川俣村、下海府村
540	昭 44. 12. 27	妙高市(新井市)	矢代村
541	〃	阿賀町(上川村)	東川村、上条村
542	〃	湯沢町	三国村、三俣村、神立村、土樽村
543	〃	十日町市(中里村)	倉俣村
544	〃	○ 関川村	関谷村、女川村
754	昭 45. 12. 24	柏崎市	上米山村、鶴川村
755	〃	糸魚川市	上早川村、根知村、小滝村
756	〃	五泉市(村松町)	十全村、川内村
757	〃	阿賀町(鹿瀬町)	日出谷村、豊実村
758	〃	南魚沼市(塩沢町)	上田村
759	〃	南魚沼市(大和町)	東村
1009	昭 47. 2. 3	新潟市(巻町)	浦浜村
1010	〃	阿賀町(津川町)	小川村、揚川村
1011	〃	妙高市(妙高高原町)	杉野沢村
1182	昭 48. 3. 5	村上市	山辺里村、上海府村
1183	〃	糸魚川市(青海町)	歌外波村、市振村、上路村

注1) ○は全部山村

注2) 市町村名の () 内は合併前の対象市町村名